

王文治が琉球にのこした書

高 澤 浩 一

はじめに

琉球が、かつて中國から冊封⁽¹⁾を受けていた時代、すなわち明の永樂二年（一四〇四）から清の光緒五年（一八七九）のおよそ四七〇餘年の間、冊封使およびその隨行員らは、渡琉して滯在中、幾多の教化を留めていった。彼らは、政治的統治のみでなく、文化・藝能面においても交流を果たしている。ことに書の分野では、琉球人の求めに應じて書幅・篇額など數多くの作品をのこした。

歴代の冊封使は、歸國の後に、その復命としていわゆる冊封使錄⁽²⁾を書きのこしているが、そこには彼らの書の方面についての交流は述べられていない。一方の琉球にあっても、冊封使および隨行員の書に關わる記録等は存在しない。冊封使節たちが書きのこし、今日なお傳存する書跡が、彼らの琉球での書の足跡を知る唯一の史料といえる。が、その中にあって、第二十次冊封使・全魁⁽³⁾の從客として渡琉した王文治にかぎっては、その滯琉中の書の活動に關わる史料がある程度のこされている。それは、王文治の書が琉球の人々に好まれ、かつ歴代冊封使節たちの中にはあって、もつとも多くの書作品をのこしたことが一因する。

本稿では、進士登第以前にあたる二十七歳の王文治が、琉球の地でのこした書について述べてみたい。

第一節 王文治について

王文治（一七三〇～一八〇二）の書には、落款に「曾經滄海（かつて滄海を経る）」の白文印^{■1}を見ることがある。壯年を過ぎてから、好んで用いたとするその白文印には、若き日に海を越えて琉球の地へ渡った想いが托されていたのである。

王文治は若い頃から詩名が高く、書もまた善くした。二十五歳で京師にのぼったが、その名はすでに天下に響いていた。同じ頃、翰林院侍講・全魁は、乾隆皇帝の命をうけて、琉球への冊封使節としての渡航準備に取りかかっていた。使節に隨行する從客として、詩や書に優れた者を探し求めたとき、その眼鏡にかなつたのが、王文治だった。彼は周囲の反対をよそに、琉球への使節團に加わったが、途上暴風雨に遭い船は轉覆する。幸運にも九死に一生を得て琉球へたどり着いた彼は、かの地に書をのこしたのである。また、その『夢樓詩集』二十四卷中の卷二「海天遊草」古今體六十五首は、琉球への紀行中に詠まれたものである。

王文治は、琉球から歸國してより十三年後の乾隆三十五年（一七七〇）の考試に、一甲第三人探花をもって及第する。編修を授かり、侍講をへて、雲南臨安知府に官したが、官場の生活に嫌氣がさし、間もなく官を去つた。その後は仕官せず、いわゆる文雅の生活を送つた。

王文治の書業については、王昶が『湖海詩傳』で、「禹卿（王文治）は才能がすぐれ、もっとも書に長じた。楷書は

褚遂良を法とし、行書は蘭亭・聖教序を習った。かれが京師に入ると、士大夫の多くは作品を求め、「寶とした」とい、當時、梁同書とともに帖學の大宗と目され、梁・王と推稱された。しかし一方、楊守敬は、「書法は秀韻天成だが、女郎のような書だとそしられた」といつている。⁽⁴⁾ 媚態の色濃い書風が好まれもしたが、きらわれもしたのである。

今日では、名跡の跋語の類（例えば、懷素〈草書千字文〉臺北故宮博物院藏、または〈孟法師碑・李宗瀚舊藏孤拓本〉三井文庫藏など）に、彼の筆跡が多く見られる。ところが、これらはともに壯年期以後のものであって、進士登第以前の若い頃の書は、跋文以外でも見ることはない。そのような意味からも、琉球滞在時にのこした遺作は、彼の若年期の書業を知るうえで貴重な資料である。

第二節 冊封使について

冊封は冊命ともい、中國皇帝が周邊諸國の朝貢に對し、敕書を下して君臣關係を定めた體制である。その際、朝貢國に渡す公文書を持參する使者を冊封使と稱した。この冊封制度は周代より始まるが、琉球國との關係は明の洪武帝期より開始された。

『明史』卷二によれば、建國まもない明國皇帝の招諭を受けた時の琉球國中山王・察度は、洪武五年（一三七二）十二月に泰期を遣わし、はじめて中國へ朝貢する。これに對し明國は、永樂二年（一四〇四）に時中（冊封使）を派遣し、中山王の武寧および南山王の汪應祖を冊封した。

以來、明清交代の一時期を除き、琉球國の王が代わるたびに中國皇帝は使者を派遣し、琉球最後の國王・尚泰まで、四六〇餘年の間に、冊封使の渡琉は都合二十四回を數えたのである。

清朝に入つてからの中國文明は、いっそう琉球を風靡していく。康熙二年（一六六三）には張學禮⁽⁵⁾、康熙二十一年

(一六八二)には王楫⁽⁶⁾・林麟焴⁽⁷⁾、康熙五十八年(一七一九)には徐葆光⁽⁸⁾、乾隆二十一年(一七五六)には全魁・周煌⁽⁹⁾、嘉慶五年(一八〇〇)には李鼎元⁽¹⁰⁾、嘉慶十三年(一八〇八)には齋鯤⁽¹¹⁾・費錫章⁽¹²⁾、道光十八年(一八三八)には林鴻年⁽¹³⁾、その隨行員として何紹基⁽¹⁴⁾といったように、歴代相當な名士が冊封使節として渡琉しているのである。

冊封使・冊封副使および從客たちは、高い知識をもち、しかも文化人であった。書において優れた者もあり、滯在中にはあっては多くの書をのこしている。しかし、それらの大多數は太平洋戦争によって亡佚してしまい、現存する書跡の詳細については、後述(第二章・第二節・在琉時における書跡)の『扁額・聯等遺品調査報告書』についてで述べるが、例えば、現在、沖繩縣の公的機關が收藏する作品のみを沖繩縣立博物館友の會發行『冊封使』(七十二頁)によつてあげれば、左に記す通りである。

1 扁額

番號	名稱	作者	法量	備考
1	迎恩	鄭週(傳)	53・3×95・5	那霸港「迎恩亭」 ^(注1)
2	凌雲	林麟焴	32・5×130・6	御茶屋御殿舊藏
3	莊嚴國土	周煌	45・0×166・5	圓覺寺舊藏
4	善淵堂	王文治	40・0×108・0	向氏小祿家堂號
5	慎簡乃僚	林鴻年	62・6×147・4	御茶屋御殿舊藏
6	海山一覽	林鴻年	44・7×136・5	

(注)1 扁額は戦災で散逸、拓本は縣立圖書館東恩納文庫蔵

番號	作者	徐葆光 ^{(注)1}	徐葆光	徐葆光	徐葆光	徐葆光	徐葆光	徐葆光	徐葆光	徐葆光	徐葆光
9	8	7	6	5	4	3	2	1			
林鴻年	寄塵	李鼎元	周煌	周煌	趙文楷	徐葆光	徐葆光	徐葆光	徐葆光	徐葆光	徐葆光
128 • 8 × 25 • 5	137 • 0 × 16 • 5	167 • 8 × 14 • 5	147 • 0 × 19 • 5	127 • 7 × 18 • 3	126 • 5 × 21 • 7	110 • 2 × 17 • 2	110 • 5 × 17 • 0	150 • 7 × 13 • 4			

(注)1、縣立圖書館八重山分館藏

番號	作者	林麟焮	王楫	徐葆光	徐葆光	徐葆光	徐葆光	徐葆光	徐葆光	徐葆光	徐葆光
11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1	
李鼎元	趙文楷	趙文楷	王文治	周煌	周煌	周煌	徐葆光	徐葆光	林麟焮	王楫	
117 • 5 × 48 • 0	94 • 8 × 38 • 6	53 • 0 × 16 • 8	46 • 5 × 103 • 9	102 • 2 × 46 • 2	98 • 7 × 44 • 7	112 • 3 × 41 • 0	139 • 5 × 73 • 1	182 • 5 × 96 • 7	118 • 5 × 37 • 8	136 • 7 × 39 • 3	法量

※縣立博物館には、二〇〇〇年に徐葆光の書軸が、西林昭一氏の寄贈により加わつてゐる。

番號	作者	李鼎元	寄塵	徐葆光	徐葆光	徐葆光	徐葆光	徐葆光	徐葆光	徐葆光	徐葆光
22	21	20	19	18	17	16	15	14	13	12	
于光甲	趙新	林鴻年	高人鑑	林鴻年	林鴻年	林鴻年	齊鯤	寄塵	寄塵	李鼎元	
115 • 5 × 20 • 0	128 • 8 × 28 • 6	168 • 0 × 69 • 0	123 • 0 × 58 • 5	35 • 3 × 498 • 8	53 • 0 × 16 • 8	163 • 2 × 72 • 5	128 • 5 × 61 • 1	125 • 4 × 26 • 0	161 • 6 × 28 • 5	124 • 8 × 52 • 0	法量

冊封使は、その琉球滯在中、那覇の天使館に宿泊した。先王の靈を祭る諭祭の儀、冊封の大典、國王招待の七宴など公式行事のほか、王族や貴族の招待に應じ、その餘暇には自由に名所・舊跡を訪れているが、その範圍は首里、那覇及びその近郊を出なかつた。尙敬の冊封副使・徐葆光の『中山傳信錄⁽¹⁶⁾』には「中山の山嶽寺院、遊に及ぶは、惟だ首里・那覇の數里なり」と記し、およそ二十五ヶ所のことを述べているが、その中の十七處は寺廟である。他の冊封使節も、その使録においてほぼ同様のところを訪ねているなかにあって、徐葆光の場合は例外であった。『中山傳信錄』に、「上、特に内廷八品官、平安監生豐盛額を遣わし、國に往きて測量せしむ」とあるように、豊盛額を同行して遍く測量させ、その使録中に琉球本島の各地域と、首里より當該地に至る距離を記させている。

第三節 王文治が從客となつた冊封使節

王文治が加わつた冊封團とは、乾隆二十一年（一七五六）に第十三代中山王・尙敬（一八三五～一八四七）の諭祭を行ない、ついで詔敕を宣讀、世子の尙穆を第十四代中山王に封ずるための使節である。⁽¹⁷⁾ 冊封正使・全魁は、尼奇哩氏、滿州鑲白旗の旗人。乾隆十六年（一七五一）の進士で、その後、國子監察酒・内閣學士・盛京禮部侍郎・盛京戶部侍郎などを歴任し、乾隆五十六年（一七九一）に死亡。『琉球國志略』は全魁が周煌とともに上呈したものである。

また副使は、前に觸れた周煌であった。周煌は歴代冊封使節團中、『清史稿』大臣傳に列せられる唯一の人物であり、その纂輯になる『琉球國志略』十六卷首一卷圖繪一卷は、周到な用意の下に行われた編集で、卷首にはその参考とした内外の圖書四十九種があげられており、歴代冊封使節を報告したいわゆる冊封使録中、もっとも史料性が高いことが知られている。⁽¹⁸⁾

通常、冊封使の一行は四百名から五百名におよぶ人員で構成された。冊封使には正使に三人、副使に一人の從客がつ

けられた。従客とは、正副使の隨員であり、書畫、音樂、醫術等にすぐれた者をその祕書格として帶同させた者をいう。

冊封使が、従客を帶同する目的は、長期間滯在中の兩使者の無聊をなぐさめると、書畫の揮毫をもとめられた時の用意、琉球の文人たちとの應對等にあつたと思われる。實際、李鼎元の『使琉球記』卷六・九月二十日條は

跟役は例の如くにして止む。多ければ則ち用無し。惟だ、従客は書を善くする者、少なからべからず。球人は書を重んず。請う者甚だ多く、兩手にて給する能わざるなり。賞扇對、筆墨、香帕等の物を備うるに至りては、亦た宜しく多く備うべし。體統の關わる所なり。琴棊と畫とは、備えざるも亦た可なり。

という。しかし、これら従客の名が歴代の冊封使錄に記載されることは無かつた。無論、全魁の従客である王文治の名もその冊封使節の報告書である『冊封國志略』に見えていない。

王文治が第二十次の冊封使・全魁の従客として琉球へ隨行したことの史書の記載は、『清史稿』卷五〇三・列傳二九〇の「翰林院侍讀全魁に從い琉球に使いす、文字は海外に播く」、および『清史列傳』卷七十二に、「嘗て海を渡りて琉球に至る、球人傳えて其の翰墨を寶とす」の兩書のみにとどまる。

史書のほか、王文治が琉球へ冊封使の従客として渡海したことを證する資料としては、かれ自らが琉球紀行を詠んだ『海天遊草』と、後に述べる琉球滯在中に書きのこした書跡類がある。

『海天遊草』は、古今體詩六十五首からなる。「將往琉球留別諸同學」（五言古詩）に始まり、京師から故郷の丹陽を経て、杭州を過ぎ、冊封舟乗船港の福州での作「渡海前一日觀劇口占」（七言絕句）までの二十八首。「渡海吟」（五言古詩）より末尾の「王孫曲贈向文彥國王之同姓也」（七言古詩）まで三十七首、すべて六十五首からなる。⁽¹⁹⁾

王文治が琉球を訪れるに至った動機は、この『海天遊草』詩の自序に

乙亥（一七五五）の冬、琉球王國尙穆、冊封を表請す。使臣全魁、斗南・餘を聘し偕に行かんとす。餘、遽かに之

を諾す。京中の諸知交、重瀛路險なるを以つて、勧めて阻すること甚だ力む。餘、時に性頗る好奇なり。必ず一たび海を觀て以つて其の胸臆を拓かんと欲し、遂に衆議に違いて往く（下略）とその理由を記すとおりである。

第四節 王文治の渡琉について

冊封使節團を乗せた舟は、封舟または冠船といわれた。明代にあつては新しく建造されたが、清代では軍艦や民間の商船を充當した。王文治を乗せた全魁一行の封舟は、長さ十一丈五尺（およそ三十七m）幅二丈七尺五寸（およそ八m）の民船が使用された。

通常、冊封使一行は、舊曆の五月から六月に福州で乗船して、閩江を下り外洋に出帆する。進路を臺灣よりに取り、尖閣諸島を通過して久米島に到り、琉球本島の那霸港へ入るルートである。渡海に要する日數は最短で四日、長い例で二十三日である。歸路はおおむね舊曆の九月から十一月で、平均で十日を要した。

乾隆二十一年の全魁の冊封使節は、明の時中の冊封使節より數えることすでに二十回目であつたにもかかわらず琉球に渡ることは、當時において、まだ大變な危険をともなつた。『夢樓詩集』の序に、王文治の友人であつた姚鼐（一七三一～一八一五）が次のように述べている。

乾隆二十一年（一七五六）、翰林侍讀全魁、琉球に使し、先生（王文治）を邀えて同に渡海せんとするや、即ち欣然として往く。故人相い聚りて涕泣して留むるも、先生聽かず、海に入り、其の舟を覆するも幸に救いを得て死せず。乃ち益ます自ら喜びて曰く、此れ天の吾が詩を成す所以なりと、之を爲ること益ます多く且つ奇なり。今、集中、海天遊草と名づくるものは是なり。

王文治は周囲の者が涕泣してまで反対したにもかかわらず渡海した。はたして王文治を乗せた舟は暴風雨によつて轉覆してしまう。

以下に、『歴代寶案⁽²⁰⁾』、『清代中流關係檔案選編』、『琉球國志略⁽²¹⁾』卷五「山川」の記述により、おおまかな旅程を記しておこう。

乾隆二十一年（一七五六）

二月四日 聖訓を奏請。

二月九日 冊封使一行、出京。

四月二十四日 福州省城にて兵丁二百名を選撥し、軍械を兩船に分配。

六月十日 頭號船・二號船ともに五虎門から放洋。

六月二十四日 夜、暴風雨。頭號船は礁に激突して轉覆し壊れる。使節團員は海上を漂流するが、久米島島民に救助される。二號船は損壊し、水死者二名。

七月八日 冊封使節團、那霸に到着。尙穆、百官臣庶を率いて出迎える。

七月二十七日 尚敬（先王）の諭祭の儀。

八月二十一日 冊封の儀、尙穆を中山王に封ず。

十月二十六日 歸國のため登舟、尙穆は迎恩亭より見送る。

十一月七日 暴風雨に遭い、引き返す。

乾隆二十二年（一七五七）

一月三十日 再度出港

二月十五日　頭號船、五虎門に到着。

四月二十一日　全魁・周煌、河間の行在にて復命。

第二章　沖繩現存の王文治の書跡

第一節　在琉時における書跡

沖繩縣では、昭和五十六年、五十七年の兩年にわたり、文化廳の國庫補助事業の一環として、「扁額・聯等遺品調査」と銘打った歴史資料調査が、縣の教育委員會（事業主體は教育廳文化課）によつて行われた。その目的は、縣内の公的機關および民間に現存する扁額・聯・書幅・卷子等を對象に、それら歴史的資料の散逸と亡佚を防ぐため、保存状態を緊急に調査し、實態を把握したうえで、保存対策の基本計畫策定に資するために行われたものである。

その成果は、歴史資料調査IV『扁額・聯等遺品調査報告』（沖繩縣文化財調査報告書第十四號）として昭和五十八年三月に公刊された。

この調査で、王文治の書跡もその調査対象となつたため、當時における沖繩縣内に保存される王文治の作品が確認できたのである。

一、木製扁額

1、
　　（數峯天遠）
　　圖A

：調査時は恩納村役場に收藏。現在は恩納村博物館收藏。（後頁に解題す）

2、〈善淵堂^B〉

：調査時より現在まで縣立博物館收藏。（後頁に解題す）

二、書幅

- 1、〈四海黃花^{■2}…〉（古詩）

：調査時より現在まで縣立博物館收藏（後頁に解題す）

- 2、〈壽考維祺^{■3}〉

：調査時より現在まで縣立博物館收藏（後頁に解題す）

- 3、〈黃鶴樓送孟浩然之廣陵^{■4}〉（七言律詩）

：調査時は觀寶堂（古美術商）現在、個人藏

調査報告には、他に〈王文治卷子・題汪梅野訪道圖四首〉と〈癸丑秋・七言絕句〉を收載するが、これらは王文治の作品であっても、文治の在琉期に書かれたものでなく、後に中國より傳わったものである。⁽²³⁾ よって本稿の述べる目的から離れるので詳しく述べないものとする。

その一方において、『扁額・聯等遺品調査報告』に收載されない、すなわち當時において未調査の王文治の書幅が數點現存する。

公的機關が收藏する例として、（財）海洋博覽會記念公園管理財團・首里城公園管理センター（通稱、首里城公園管理センター）の書幅二點がある。

- 4、〈月夜波上聽徐傳舟彈瑟・二首^{■5}〉

：（後頁に解題す）

- 5、〈長白全魁稿詩^{■6}〉

：（後頁に解題す）

民間にのこるものとしては、觀寶堂（古美術商）が平成四年に主催した『未公開作品による、琉球王朝の書畫展』に出品された次の一點が知られる。

- 1、木製聯

〈奕世傳家惟孝友、百年祖訓是詩書〉^{圖7}

この聯に刻まれた「藝香亭」の關防印、および下款に認められる陰刻の「王文治印」、陽刻の「禹専」印のそれぞれは、縣立博物館收藏の扁額〈善淵堂〉に用いられたものと同一と考えられる。

なお、上述の他に、沖繩縣立藝術大學に〈傳王文治筆琉球記²⁵〉なる卷子仕立ての作品が收藏されているが、調査のかぎり眞筆とする可能性は少ない。²⁶

第二節 書幅・解題

1、〈四海黃花日盛上緣雨^{圖2}〉書幅

現在、沖繩縣立博物館が收藏し、その裝幀は軸裝仕立てである。本紙の大きさは、縦一〇三・九cm、横四六・五cm。行書三七文字が四行に書かれてある。

(釋文)

四海黃花日盛上緣雨

繞和風梁起種略

其草紅聖叶千門

眞愧碧足最坐明

又選一朝日茂邊

「四海黃花日盛上緣雨」につづく二八文字は、七言詩と考えられるが、かつて黒江一郎氏が「王文治と琉球」²⁷の中でもつたく解讀不可能である…（中略）…沖繩の言語、琉歌、民謡「おもろさうし」等と何等かの關係があるので

ないか

と評したごとく、難解な詩文である。

作品には、關防印に「藝香亭」の朱文印が押され、款記の「京江王文治」の下には「王文治印」の白文印と、「禹専」の朱文印が押されてある。なお作品本紙の保存状態は良好である。

2、〈壽考維祺^{■3}〉書幅

王文治の書になる〈壽考維祺〉書幅作品は、現在、沖繩縣立博物館が收藏する。その装幀は、上下に一文字の入った丸表装に仕上げられている。⁽²⁸⁾ 本紙の大きさは、縦一一五・四cm、横四六・一cmである。

「壽考維祺」とは、『詩經』大雅・行葦篇にある句で、命の長きことの幸いなるをいう。

本紙の右上部に、「老先生七秩榮壽」のため書きがある。ただし、老先生の文字の上部にはさらにいく文字かの痕跡が認められるが、判讀はできず、ため書きの老先生がいかなる人物であるかの特定はできていない。

「京江王文治」と款記がなされ、白文で「王文治印」、朱文で「禹専」が押印される。なお、本紙全體は、蟲くいによる痛みがはげしく、さらには墨書の部分への補墨も隨所にみられる。

5、〈長白・全魁稿詩^{■6}〉書幅（九三・一×三九・四cm）

現在、この作品は首里城公園管理センターが收藏する。款記に「長白全魁稿」と識すが、落款には「王文治印」が押される。つまり冊封使全魁⁽²⁹⁾の詠んだ詩を、王文治の代書という珍しい例である。しかし、單に珍しいだけに止まらず、王文治の渡海の役割、すなわち王文治が全魁の從客に選ばれたことの一因が、この代書という役を擔うことについたことを明らかにする資料といえよう。

（釋文）

招提到處印蒼苔

小塚山隈復水隈
木槿聞當梅作伴

海棠還與桂同開
西方清梵堪尋悟

東國雲槎且未迴
鶴髮蕭蕭垂領白

多君曳杖愛追陪
老臣解紱盟鷗侶

公子吹簫上鳳樓

澹園子尙尙敬王郡主

今日星辰湖海聚

他時名字簡編求
澹園能詩善書
徐亮直前輩傳信錄〔30〕
載其名

烏衣若秀彈銀甲

紫帕親方進玉舟

却話天朝三錫命

廿年前事重回頭
二

澹園老人招遊 建善・廣德・蓮花諸(事)寺
至晚留飲 卽席有賦二首

長白 全魁稿

七言律詩につづく識語に「澹園老人招きて建善、廣德、蓮花諸寺に遊ぶ」とあるように、この七言の二詩は、澹園老人すなわち時の名宰相といわれた蔡溫（字を澹園）の招きに應じた全魁が、建善寺、廣德寺、蓮花寺の三院を訪れて即興に詠んだ詩が書かれてある。

現存する來琉時代の王文治作品中にあって、一七〇字というもつとも多くの文字數を有し、しかも王文治の得意とする行書體によつて書かれる。王文治二十七歳の若い書とはいえ、すでにその書には、楊守敬が「秀韻天成」と評した書⁽³²⁾風をうかがわせる優品といえる。

第三節 木製扁額・解題

1、〈數峯天遠〉

王文治の筆跡と傳える扁額〈數峯天遠〉は、文治の渡琉の足跡を證す貴重な史料である。『清史列傳』卷七二等に記す、

嘗て海を渡りて琉球に至る、琉人傳えて其の翰墨を寶とす。
の記載からすれば、この地には文治の書跡がのこされていなければならない。ところが、太平洋戦争によつて、これら
の文化財は、その多くが灰燼に歸したのである。よつて戰火を避けて今日になお現存する書跡類は、稀少といふべきで
あろう。

現在、扁額〈數峯天遠〉は、恩納村博物館が收藏する。『恩納村誌』によれば、

沖繩戦に役場から戸籍簿・土地臺帳とともにアポサコ⁽³⁴⁾（大迫）の谷中に隠蔽、大雨によつて土砂に埋没。收容所から解放後、某人が見付け、自家用にしようとしたが持ち歸ったのを或る人が見付け、役場に戻った文化財である。

と記す。恩納村役場に戻された後は、村長室の壁に掲げられていたが、二〇〇一年五月に、恩納村博物館の新設とともに移管され、現在にいたっている。

扁額（數峯天遠）の大きさは、縦三五・五cm、横九四・五cm、厚さ一・五一・七cmの楕の木の一枚板である。板全體（裏面も）に漆が朱塗りされた中に、行書體で「數峯天遠」の四字を彫る。その刻字方法は、文字の周囲を淺く削り取り、文字部を浮かび上がらせる、いわゆる浮かし彫りで、さらに文字部には金箔が施されてある。しかしこの金色はすでにほとんど剥落してしまっている。

落款は、「王文治」と本文同様に浮かし彫りされ、印は陰刻の「王文治印」と陽刻の「禹尃」が刻まれている。³⁵⁾

さて、この扁額（數峯天遠）が、王文治研究の歴史的史料價値が高い理由は、この扁額に裏書きがなされている點にある。

裏書（その一）

裏面右側に墨書して、（）は墨書の改行箇所を示す。以下同じ）

乾隆丙子（一七五六）、冠船御渡來之時、此表字相求候、吳姓久高筑登之親雲上幸孝、檢者役之時／額作世候也。と三行書きされ、その後に關係者五人の名を左のように記す。

地頭代安富祖村／前兼久親雲上

首里大屋子 恩納村／當山筑登之

大捷前兼久村／當山仁屋

南風捷恩納村／長濱仁屋

西捷仲泊村／古波藏仁屋

ここに墨書された裏書の大要は次のようになる。

乾隆丙子（一七五六年・全魁一行の冊封使節團の訪琉の歳）の冊封船が渡琉した時に、この表の字を求めたものである。二行目の「吳姓久高筑登之親雲上幸孝」は、その書を求めた人の身分稱號と名前で、すなわち、吳姓を名のつた久高（和名）家の幸孝なる人物であるが、『那霸市史』家譜資料（三）・首里系によれば、久高家は元來、築登親雲上チクドウンペーチンと呼ばれる士の身分を持った家柄で、幸孝は、その久高家の第七世にあたることが知られる。「檢者役之時」についても、同書には、幸孝が乾隆二十五年（一七六〇）に、恩納閒切檢者チンシャの役職に就いたことが記されている。しかし、幸孝が検者となつたのは、王文治が琉球を離れて四年を経過した時點である。このことは不自然に思われるが、次に刻される裏書（その二）によつて説明できよう。

なお、墨書三行につづく「地頭代安富祖村・前兼久親雲上」他四名については、當時の間切り（地區）の役人達の役職名及び姓名を記すものであるが、おそらくこの扁額の製作に、出資等、何らかの形で關わりをもつた者達と考えられる。

裏書（その二）：刻字

裏面左側に刻字して、

乾隆二十八年癸未九月吉日／鬼姓吉本筑登之親雲上／要親彫之

とある。乾隆二十八年（一七三六）は、王文治が歸國して、すでに七年を経ている。その九月に、鬼の姓を名のつた和名を吉本要親という者が、この扁額を彫つたと、自ら裏書したものである。

吉本要親については、刻字にしたがえば「筑登之親雲上」と呼ばれる士の身分の者である。ところで、『那霸市史』家譜資料（三）・首里系（七七四頁）によれば、乾隆二年（一七三八）に〈致和〉という扁額を彫つた人物として、「鬼

氏久保田筑登之親雲上要親」の記載がある。この者と、裏書きをした吉本要親とは、同じ晁氏で、しかも名も要親と同名である。和名の姓は久保田であるが、これは、拜領する間切（地區）が変われば、改姓する慣例があるため、乾隆三十一年に久保田姓だった者が、同二十八年までの間に領地がえとなり、吉本姓となつていても何ら不自然でない。はつきり言えることは、同じ晁氏であり、ともに彫刻に秀でたという點である。おそらく二者は、同一人物と考えられる。

すなわち、乾隆丙子（一七五六）、王文治が〈數峯天遠〉を揮毫⁽³⁹⁾した四年後、恩納村に檢者として派遣された久高幸孝が村役人五名と共に、彫刻師である吉本要親に依頼して、これを扁額に彫らせ、乾隆二十八年に完成した。このような經緯が、この裏書きが識す内容と考えられよう。

ちなみに、扁額〈數峯天遠〉について、かつて武藤長平氏は『藝文』（京都文學舍）卷九・下「王文治と琉球」の中で、

今も琉球の高山と稱せらるるかの恩納嶽の麓なる舊關所の址を偲ぶ恩納村役場に掲げらるる「數峯天遠」の遍額は、遒勁沈毅なる文治の筆蹟を留めて訪古の客をして低徊去る能はざらしむ、數峯天遠の四字は流るる虬とも浮かべる繩とも見られ高き山なき南島の風光を説き盡して居る。

と評している。

2、〈善淵堂〉^{圖B}

現在、沖繩縣立博物館が收藏する木彫扁額〈善淵堂〉⁽⁴¹⁾は、王文治が在琉中に書した作品で、扁額として現存する一例のうちの一例である。

扁額の大きさは、縦四〇cm、横一〇八cm。用材は、かつて沖繩地方で良く見られた赤木という巨樹の一枚板に、額縁をまわし、「善淵堂」の二字が彫まれる。

その書は行書體で、王文治が得意とした、いわゆる秀麗で切れ味の良い書風とは異なり、肉太で堂々とした骨格をもつ。刻字の仕方は、文字のまわりを淺くすじ彫りにし、文字を浮き出させて見せる。さらに文字部分には金箔が施される。この淺い刻字法と金箔を加えての技法は、琉球地方の木製扁額に多く見られるもので、いわゆる琉球風と呼ばれる。なお落款は「京江王文治」の文字が刻まれ、陰文で「王文治印」がこれまた淺く刻される。

扁額には、横に板目にそつて四本の龜裂が入ってしまっている。そのこともあるて、現在、縣立博物館では展示を行つていはない。

さて、扁額〈善淵堂〉は、堂號である。堂號とは、一族の祠堂に名づけられた呼稱で、かつて琉球地方の民家では、祭壇の上に堂號を書いた（または刻んだ）扁額が掲げられていた。

琉球では、同姓の一族は、堂號にある一文字を共通に用いた。⁽⁴²⁾ 例えば、尙（向）氏一族は、道淵堂、義淵堂、善淵堂というように「淵」の字を共通に用いたし、また鄭氏一族は「徳」の一文字で統一がなされる。

『那霸市史』・家譜資料（二）は、首里系家譜を集成したものであるが、尙（向）氏一族が「淵」の字を堂號に共用したことについて、その由來を「今歸仁王子宣謨の條」の一節に言及している。

聖主（尙王敬）の深慮を蒙りて、向氏の家、世を遂いて支分繁昌すること甚だ多し。家俗各おの異なりて萬水一源の風を損うこと恐るるなり。乃ち向氏員等に均しく王廟の「淵」字を用いさせ、各おの祠堂に名づけ、奕世に傳えて、以つて家俗を齊えん。臣宣謨、謹んで諭旨を奉じ、即ち我が堂名を名づけて「徹淵」と曰う。

この一節中にある「王廟の淵」とは、中山王廟の扁額に用いられている「龍淵」の一字にちなんだいることを示す。

さて、王文治の筆になる〈善淵堂〉の堂號は、前述の家譜資料にもとづけば、首里系の尙（向）氏の中の小祿家の祠堂であつたらしいが、尙氏小祿家の祠堂號を王文治が書くにいたつた經緯は不明である。

第三章 歸國後の王文治

第一節 琉球回想

迢迢

迢迢碧海送歸程
唱到陽關第四聲
好是夜涼人薄醉
月明如畫撥銀箏

この七言詩（『夢樓詩集』卷一「海天遊草」）は、王文治が琉球を離れる前夜、すなわち乾隆二十一年（一七五六）十一月二十五日に、海島にあって愁離の月夜を詠んだものである。

歸國後、三十六年を経た乾隆壬子の歳（一七九二）の紀年の書き入れを有する、〈迢迢詩〉條幅作品がある。落款に「壬子杭州寓齋重錄舊作夢樓王文治」と記されたこの作品は、明治の頃に我が國に將來された。このことは、沖繩縣立圖書館・東恩納文庫が收める『冊封使眞筆集⁴³』（作品集）に、收録されていることで知られる。しかし、現在、作品の所在は不明である。

『冊封使眞筆集』には、我が國に傳わった王文治の條幅作品を他に三點收載⁴⁴するが、中でも特筆すべきなのは、細字による〈快雨堂詩翰⁴⁵〉であろう。「乾隆四十九年（一七八四）甲辰秋七月」の紀年を記すことで、王文治が琉球を離れ

て二十八年を経た時の作品と知られるが、これもまさに在琉期に詠まれ、「海天遊草」（夢樓詩集・卷一）中に收めるところの、五言詩「渡海吟」を書した作品である。⁽⁴⁵⁾ このように、王文治は、琉球から歸國して數十年を経た後にも、その滞琉時に詠んだ詩を自ら書作の題材に用いたのである。

また、『夢樓詩集』一二四卷中には、往年の琉球渡航をいくらか誇らしさをもつて回想した詩句と自注とが多く見られる。中に就いて、卷五『丁香館中集』には、「琉球刀歌」と題する七言古詩四十四句があり、訪琉の際に刀を入手した經緯と、琉球史が力強く詠じられている。

さらに『夢樓詩集』卷三の『揚州集』では、「月高更酌麻姑酒、潮響還疑辨嶽松」（揚州逢琉國謝恩使者馬宣哲・鄭秉哲、留飲舟中詩）と、琉球の名酒である麻姑酒や琉球の最高所で松柏で名高い辨嶽（現在、名護市の嘉津字嶽）を思い出深く詠んでいる。

これらの詩句および條幅作品は、王文治の琉球への強い回想の念を表したものに他ならない。さらに、はじめにも述べたように、王文治が老年になつて好んで用いた「曾經滄海」の印は、その若き日に、九死に一生を得て渡り着いた琉球の地への、なみなみならぬ想いが込められていたのに違ひあるまい。

注

(1) もともとは皇后・親王世子・諸侯（郡王・郡主・縣主）などを定め立てる中國國內の君臣關係の秩序をさしたが、周邊諸國の王を任命することも含めていうようになった。中國皇帝を頂點とした、貴族や官僚との間に形成された國內的な君臣關係が周邊諸國（朝鮮・日本・琉球・ジャワ・タイ・インドネシア・マレーシア・ベトナム等）の王にまでおよんだもので、この國際關係を總稱して冊封體制という。

(2) 冊封使は、その使命を果たして歸國すると、復命しなければならない。その報告書を板行したものが冊封使錄である。

(3) 『國朝耆獻類徵初編』卷九〇（卿貳五〇）参照

(4) 楊守敬・『學書通言』評書に「王夢樓文治、秀韻天成、而或譽爲女郎書」とある。

(5) 『欽定八旗通志』卷一二〇参照

(6) 『清史稿』卷四八九参照

(7) 『清史列傳』卷七〇参照

(8) 『清史列傳』卷七一参照

(9) 『清史稿』卷三二七参照

(10) 『清史列傳』卷七二参照

(11) 『國朝福州府列傳』侯官縣の條『東瀛百詠』と題する琉球出使に關する詩集がある。

(12) 『清史列傳』卷三三參照

(13) 渡久地龍雲著『書と風土』・「阮元と何紹基」・「墨談閑話」に在琉期の書についての論述がある。

(14) 何紹基（一七七九～一八七三）は第二十一次の冊封使節に隨行して來琉しているが、史書にはそのことの記載はない。彼が琉球を訪れたことを證す史料としては、沖繩縣立圖書館・東恩納文庫が收める、何紹基の書になる『冊封琉球賦』拓が唯一あるのみで、他に書は遺されていない。彼の書が無い理由は、隨行員としての立場が、翰林院庶吉士という官吏であり、その主たる役割が儀禮式の折衝や、遂行等の實務を擔うことについたためと考えられる。

(15) 冊封正・副使は、大部分が翰林院の官吏である。翰林院は唐代にあつては政治上にも重要な意味をもつっていたが、明清時代には單に制、詔の起草や、正史の編纂を主とする者であつた。これらの人人が冊封使に任命されると、臨時に一品の地位が與えられている。

(16) 『中山傳信錄』は、尙敬の冊封副使・徐葆光の使錄である。他の使錄と異なる特色は、第一に、王楫の琉球についての部門別に記した後をうけて、なお詳しく述べに亘り記した點。第二に、序文にも、自ら「遠く山海の間に遊び、遠近の形勢、皆な目中に在り」というように、測量士を帶同して、偏く測量した記録が收載されたことは、歴代使錄中につけて白眉である。

(17) 『清史稿』高宗本紀二、乾隆二十年條「五月、：（中略）：庚辰、命翰林院侍講全魁・編修周煌、往琉球冊封」。また『高宗實錄』乾隆二十年五月庚辰條「以翰林院侍講全魁、充冊封琉球國正使、編集周煌充副使」とある。

(18) 『增訂・使琉球錄解題及び研究』（榕樹書林刊）中、周煌撰『琉球國志略』解題（村尾進著）参照。

(19) 『夢樓詩集』卷二所載。

(20) 『歴代寶案』は、琉球王國の外交文書を王府自ら編集したもので、その收録文書の年代は、一四二四年から一八六七年までの四四四年間である。全魁の冊封使節に關する記述はその第二集に收まる。

(21) 全魁の冊封副使・周煌の撰による『琉球國志略』十六卷には、そのテキストとして〈漱潤堂刊本〉、〈武英殿聚珍版〉がある。

(22) 大庭脩『江戸時代における唐船持渡書の研究』(關西大學東西學術研究所・一九六七)によれば、すでに文化二年(一八〇五)に『琉球國志略』が日本に將來される。

(23) ただし、北京から福州までの道程(往路)および福州から河間の行在までの道程(復路)については、正確な日時を確定できない。

(24) 『扁額・聯等遺品調査報告書』九四頁によれば、〈王文治卷子・題汪梅野訪道圖四首〉は、調査時に觀寶堂(古美術商)が收藏していたが、紀年はなく、將來されたものであるという。また〈癸丑秋・七言絕句〉は、その紀年が識すとおり癸丑の歳、すなわち乾隆五十八年(一七九三)の作である。

(25) この陽刻印は、管見のかぎり王文治が琉球滯在時にのみ使用されたと考えられる。ただし、その文字に付いては『扁額・聯等遺品調査報告書』等でも判讀されていない。稿者は、この印を「禹専」ではないかと考える。殊に右半の文字は難解であるが、王文治が壯年以後、「禹卿」と字していることから類推するなら、「禹」の文字ではなかろうか。ただし「禹」の字の篆體としては俗異が強く、しかも印全體の格調にも缺ける。

(26) 収藏者によつて、〈傳王文治筆琉球記〉の題名が付けられるが、前半の八行に記されている内容は、『海天遊草』〈『夢樓詩集』卷二〉中の「渡海吟」である。しかし、それにつづく詩文は「渡海吟」と一致していない。本紙の大きさは縦二〇cm、横二三〇cm。その裝幀は卷子仕立てになされる。

(27) 款記に「近稿十二章錄奉・中山賢王鈞正」とあることで、王文治が在琉時に書いたことを識するものであるが、卷末に書かれた二種の詩のうち「題富川里主毛氏園亭」詩は、『海天遊草』に未收。つづく「遊興禪寺」詩は、『海天遊草』に收載の五言詩であるが、詩文には文字の異動がある。

(28) 宮崎大學教育學部紀要(『人文科學』21・昭和四一年)参照。

(29) 〈四海黃花日盛上緣雨〉書幅(沖繩縣立博物館收藏)と同様の裝幀になる。
注3前出。

徐葆光をいう。注8前出

『中山傳信錄』をいう。注16前出。

注4前出

『國朝先正事略』卷四十二、『國朝書畫家筆錄』卷二、『國朝書人輯略』卷六に、同じ内容の記述がある。
沖繩の方言で大きな谷のことをいう。現在の恩納嶽の谷を指す。

關防印「?夢樓」を白文で刻むも、一字目は判讀できない。

(36) (35) (34) (33) (32) (31) (30)
檢者とは、地方行政監督官である。十八世紀ごろ、琉球では閒切（地區）の荒廢が甚しくなったため、中央（首里）から各々一人ずつが檢者として派遣された。

(37) 地頭代、大屋子、大捷、南風捷、西捷は五捌理さばくりと呼び、閒切における幹部役人たちである。

(38) (39) (37) (36) (35) (34) (33) (32) (31) (30)
田名眞之著『沖繩近世の諸相』の「位階稱號と家名について一人名索引の参考のためにー」によれば、「士族の位階稱號及び家名は、その位階の昇進や地頭任職による領地名によって變遷する。また位階は年齢に應じても進む。このため同一人でも時期によって位階稱號は勿論、家名をも變ずるケースが甚だ多いのである。」とする。なお、同様の考證が、『東恩納寬惇集』(58)『琉球人名考』二、「家名」にもある。

(39) 王文治による揮毫は、扁額に直接なされたものか、あるいは別の紙に書かれたものであるかは、定かでない。

(40) (41) (42) (43) (44) (45) 武藤長平の諸論文は、一九二六年に岡書院から『西南文運史論』として刊行され、一九七八年に同朋社から復刻された。

「善淵」とは、『老子』第八章に「居は地を善くす、心は淵を善くす。」とあるによる。

(41) (42) (43) (44) (45) 沖繩縣立博物館『紀要』第十二號に、「堂號について」上江洲敏夫氏の研究ノートがある。
『冊封使眞筆集』に添付された、東恩納寬惇氏の書きつけによれば、當時の久米村出身の古美術商（東京神田で開業）上運天令儀氏が入手した書跡を、東恩納寬惇が購入し、寫眞集にまとめたもの。

(44) (45) 『冊封使眞筆集』二點中、他の二點とは、〈題江上三山〉七言詩、〈黃鶴樓送孟浩然之廣陵〉七言詩（『扁額・聯等遺品調査報告書』九五頁）である。

「渡海吟」詩を書いたものに、東京國立博物館が收藏する卷子本作品がある。落款に紀年はなく、書作年代は不詳。ただし、卷尾に錢泳や吳承慶らが道光年間に識した觀記が見えることから、王文治が琉球滯在中に書いたものでなく、歸國した後に書いた作品と考えられる。のちに我が國に將來し、高島菊次郎氏の收藏を経て、同博物館の收藏となつた。

図 1



図 2

(103.9×46.5cm)

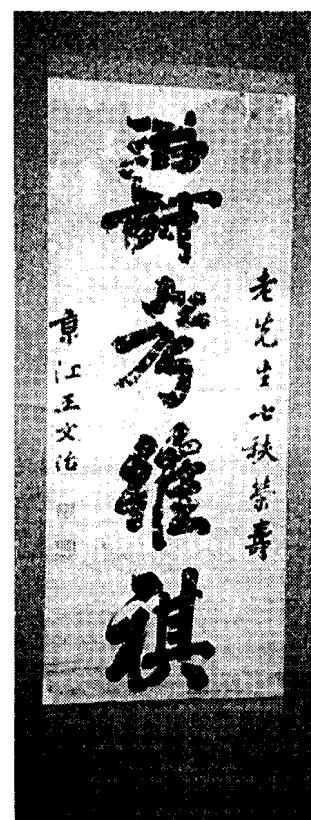


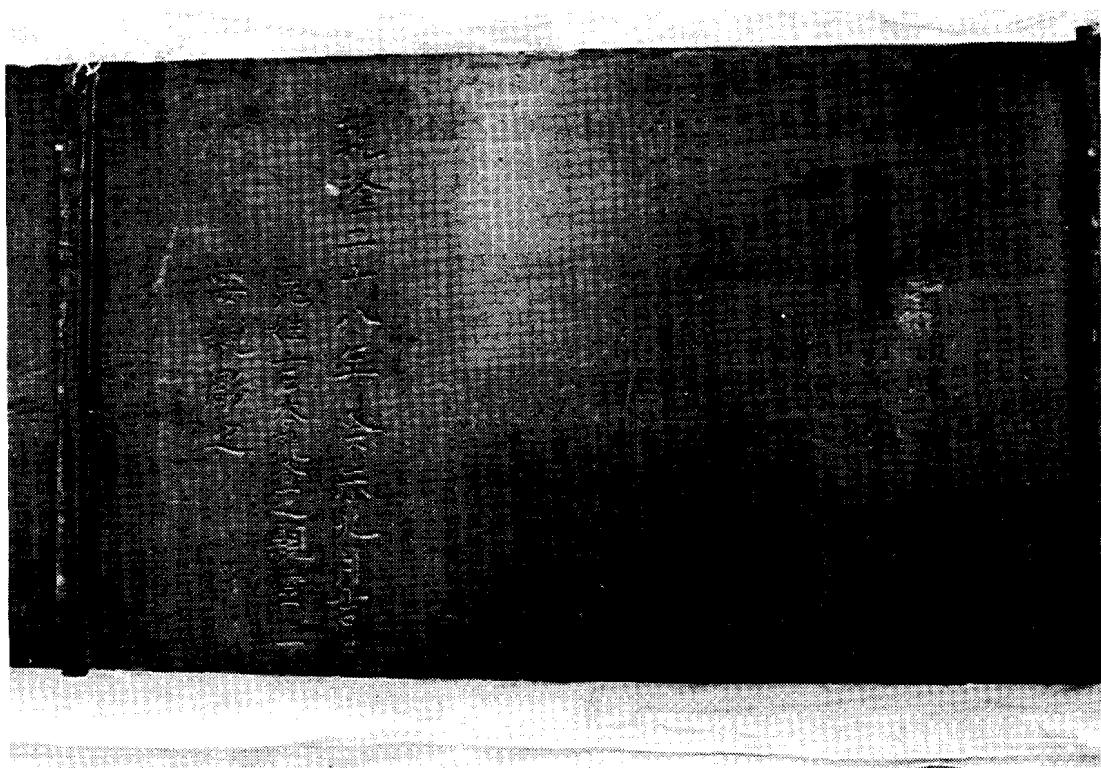
図 3

(115.4×46.1cm)



図A

(35.5×94.5cm)



図C



図B

(40×108cm)

(176)

如人無辭黃鶴樓
月下楊州不帆盡
惟見長江天際流
盡惟見長江天際流

京江王文治

図4

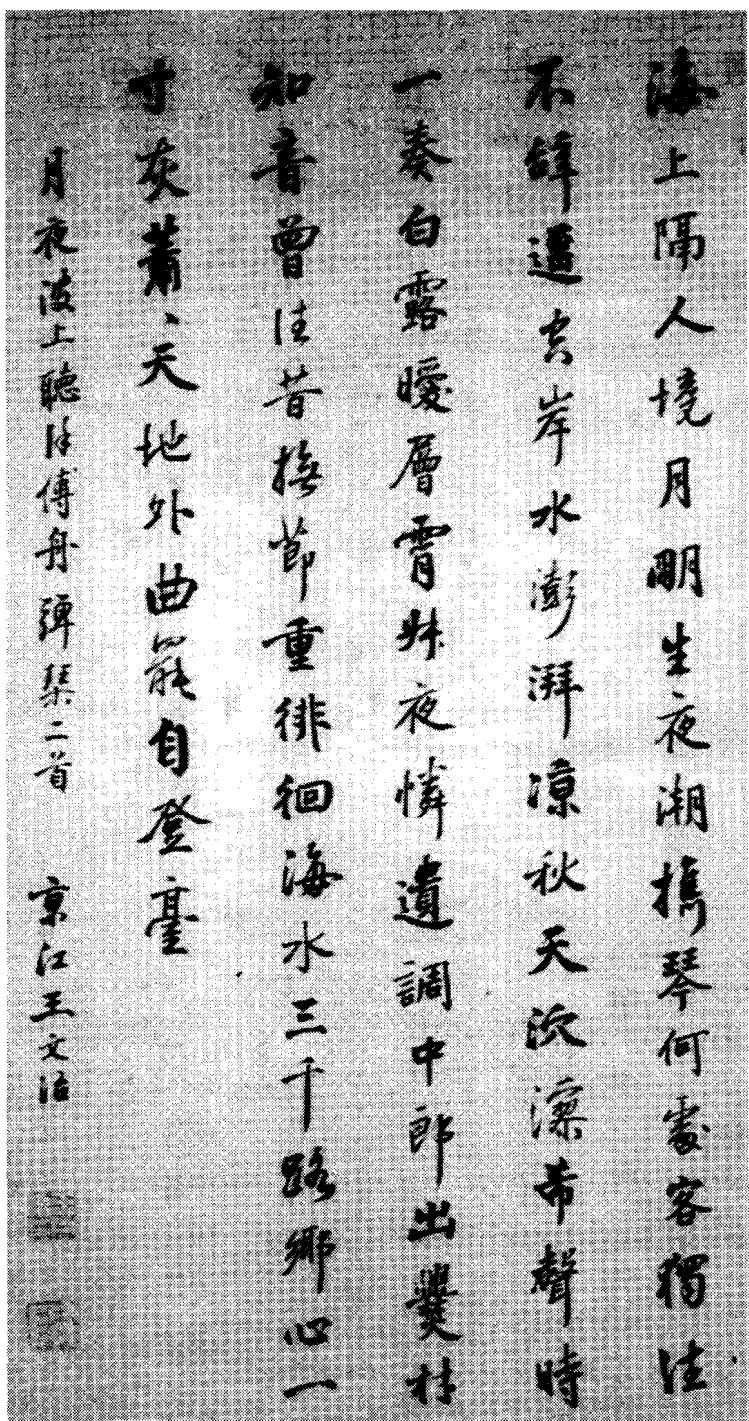


図5

(92.6×49cm)



図7 (148.6×17.3cm)
(対)

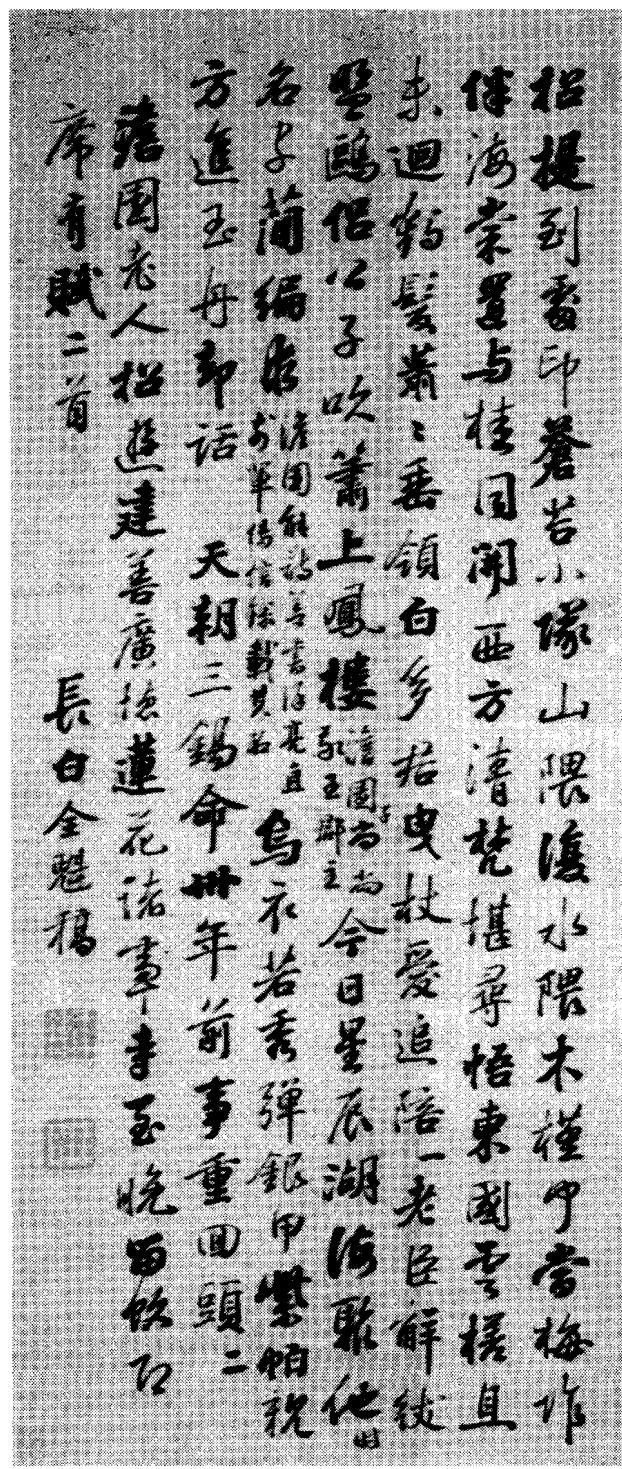


図6 (93.2×39.4cm)

追一碧海迷歸程喝到陽關
第四聲你是最涼人薄醉
月明五盡種銀筆

王子杭州寓齋重錄舊作夢樓王文治

图 8

雨人遺草

度海吟

一揚帆浩蕩不能止地外天
等在魚腹游此趣不勝可憐
天外雨濤陽平眼中水急風急
但聽擊鼓浪頭如劍

度海吟

坐黑水幽蒲枕九葉蔽天地大
魚一脊橫此身三更日湧亦雪
燭五采火爐黑水幽鳴鶯世間
奇境曷有極恨不乘風御
氣通溫蒼

小孤山

一夜浮屠風信好更穿船抽
帆早詩人睡且看蓬胸宿鷺
煙鬟媚薄曉

竹隱三兄同學居移居作五七言古詩

是錄以就正時

乾隆甲子年秋七月文治頌音

未
雨人遺草
度海吟
一揚帆浩蕩不能止地外天
等在魚腹游此趣不勝可憐
天外雨濤陽平眼中水急風急
但聽擊鼓浪頭如劍

度海吟

一夜浮屠風信好更穿船抽
帆早詩人睡且看蓬胸宿鷺
煙鬟媚薄曉

竹隱三兄同學居移居作五七言古詩

是錄以就正時

乾隆甲子年秋七月文治頌音